

住宅分野への地域材供給支援事業（拡充）

【平成20年度概算決定額 250,353（209,043）千円】

事業のポイント

住宅分野における地域材の利用を推進するため、新たな製品・利用技術の開発や森林所有者、製材工場、工務店などの連携による地域材を活用した家づくりの普及を行います。

（住宅分野における地域材利用をめぐる状況）

- ・ 内閣府世論調査（平成15年）によれば、木造住宅を選ぶときに重視する事項として「国産材が用いられていること」が41%。
- ・ 住宅（在来工法）の構造材に使用される地域材のシェアは梁・桁1割弱、土台3割弱、柱5割強と低位。
- ・ 「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループ数は241グループ、供給戸数は6,460戸（平成18年調査）。

政策目標

- 住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大
平成17年 約3割 → 平成27年 約6割
- 「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループ数の増加
平成18年 241 → 平成27年 500

<内容>

1. 地域材を利用した新たな製品の開発支援

- ① 地域材がほとんど利用されていないマンションの内装材等における新たな製品の開発のための支援を行います。
- ② 住宅の構造材における地域材の新たな利用技術の開発のための支援を行います。（拡充）

2. 住宅分野における地域材利用の普及促進

- ① 製品生産者・実需者に対する講習会等での情報提供や展示施設を使った新製品の普及のための支援を行います。
- ② 品質・性能の確かな木材製品を供給するため、品質管理や新製品開発の基盤となる物性面や機能面のデータの整備を実施します。（拡充）
- ③ 現地研修会等による製材工場に対する地域材の素性に応じた製材技術の指導や情報窓口の設置等による消費者に対する地域材を活用した家づくりの普及に対し支援します。（拡充）

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成19年度～21年度（3年間）

[担当課：林野庁木材産業課]